

四日市市教委告示第 1 2 号

四日市市外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

四日市市教育委員会委員長 渡邊 悌爾

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱(平成 2 6 年四日市市教委告示第 9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、<u>補助事業に要した費用の 2 分の 1 とする。ただし、次の各号により算定した額を上限とする。なお、幼稚部については、単価を半額とする。</u></p> <p>(1) 学校割 9 0 0 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 市内に住所を有する児童・生徒数 (5 月 1 日現在) × <u>単価</u> 3 , 8 0 0 円</p> <p>(交付申請)</p> <p>第 5 条 補助金の交付を受けようとする外国人学校の設置者(以下「設置者」という。)は、四日市市私立外国人学校教育補助金交付申請書(第 1 号様式。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、四日市市に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>市内に住所を有する児童・生徒の名簿</u></p>	<p>(補助金額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、次の各号により算定した額とする。<u>ただし、幼稚部については、補助単価を半額とする。</u></p> <p>(1) 学校割 9 0 0 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 市内に住所を有する児童・生徒数 (5 月 1 日現在) × <u>補助単価</u> 3 , 8 0 0 円</p> <p>(交付申請)</p> <p>第 5 条 補助金の交付を受けようとする外国人学校の設置者(以下「設置者」という。)は、四日市市私立外国人学校教育補助金交付申請書(第 1 号様式。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、四日市市に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式

平成 年 月 日

四日市市長 様

住所

名称

代表者

印

平成 年度四日市市私立外国人学校教育補助金交付申請書

平成 年度私立外国人学校教育にかかる補助金を下記のとおり交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

内訳 5月1日現在の市内在住児童・生徒数

幼稚園	人	×	1,900 円	=	円
小学校	人	×	3,800 円	=	円
中学校	人	×	3,800 円	=	円
学校割(定額部分)					900,000円

2. 提出書類

- (1) 平成 年度収支予算書(学校全体のもの)
- (2) 平成 年度補助金に係る収支予算書
- (3) 平成 年度補助事業計画書
- (4) 市町村別児童・生徒数一覧表(平成 年5月1日現在)
- (5) 市内に住所を有する児童・生徒の名簿(平成 年5月1日現在)

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会教育総務課)